

令和6年度低所得世帯臨時特別 給付金のご案内（1世帯10万円）

受給には手続きが必要です

- 低所得世帯に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、令和6年度において新たに住民税非課税または均等割のみ課税（※定額減税適用前）となった世帯を支援する給付金です。

※住民税均等割・・・

中標津町での住民税均等割額は5,000円（町民税3,000円、道民税1,000円、森林環境税1,000円）です。

- 既に令和5年度に実施された価格高騰緊急支援給付金（名称の異なる同一趣旨の給付金を含む）を受給されている世帯は、受給することはできません。

給付金の支給額

1世帯あたり**10**万円

給付金の支給時期

中標津町が確認書(または申請書)を受理した日から1ヶ月以内が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

基準日（令和6年6月3日）時点で中標津町に住民登録がある
今年度新たに住民税非課税または均等割のみ課税となった世帯

令和6年1月1日時点で
中標津町に住民登録がある方

令和6年1月2日～6月3日までに
中標津町に転入された方

対象と思われる世帯に対して、
令和6年7月中旬頃に確認書を送付
（要返送）

※一部申請が必要な場合があります

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限：令和6年9月30日（月）

平日 午前8時30分～午後5時00分

申請場所：中標津町役場 福祉課窓口⑤番

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

低所得世帯とは

世帯全員が令和6年度住民税非課税又は住民税均等割のみ課税
(※定額減税適用前)で構成される世帯

※既に令和5年度に実施された価格高騰緊急支援給付金(名称の異なる同一趣旨の給付金を含む)を受給された世帯またはその世帯主を含む世帯は**対象外**です。

給付金の支給手続き

I 令和6年1月1日時点で中標津町に住民登録がある方

- 対象と思われる世帯には、令和6年7月中旬頃に、中標津町役場福祉課から、給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が世帯主宛に届きます。
- 確認書の内容(支給要件、振込先等)を確認して、
返信してください。



II 令和6年1月2日以降に中標津町に転入された方

- 給付金を受け取るには、中標津町役場福祉課に**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類(必要な添付書類については申請書裏面をご確認ください)とともに中標津町役場福祉課へ郵送、または、役場福祉課窓口までご提出ください。

※令和6年1月2日以降に入国された方は住民税非課税扱いですが、同じく申請が必要です。

※申請期間：令和6年7月16日(火)～令和6年9月30日(月)まで(土日祝祭日を除く)

平日 午前8時30分～午後5時00分



低所得世帯に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



国や市町村の職員などをかたる不審電話や郵便があった場合は、役場福祉課や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

午前8時30分から午後5時15分(平日のみ)

中標津町役場



0153-73-3111 (内線241)

福祉課 社会福祉係